

## 第11回農業WG議事概要

- 1 日時 平成18年11月13日(月)17:00~18:10
- 2 場所 永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
- 3 議題 経済産業省中小企業庁からのヒアリング及び意見交換
- 4 出席者【規制改革・民間開放推進会議】

黒川委員、本間、福井、大泉、昆 各専門委員

### 【中小企業庁】

金融課長 寺澤 達也

経営支援課長 滝本 徹

創業連携推進課課長補佐 金指 壽

## 5 議事

### (1) 中小企業庁説明

#### ア 金融課 寺澤課長より説明

- ・ それぞれの質問に応じて、三つの課から説明をさせていただきたい。まず、金融課から、信用保証について、今どうなっているかを説明させていただく。
- ・ 資料のスキーム図の「信用補完制度の概要」という資料を見ていただきたい。中小企業が金融機関から融資を受けようと思っても、なかなか信用がないので、金融機関から融資をしてもらえないという事情がある。そのために信用保証協会から、信用補完を行うという制度である。歴史的に長い制度となっており、信用保証を行うのは信用保証協会、基本的には、都道府県ごとにあるが、横浜市、川崎市、大阪市など大都市にもあるので、52協会となっている。基本的には、各都道府県に信用保証協会があって、中小企業者が行う借入れに対して保証を行う。デフォルトがあった場合には、代位弁済をするということである。中小企業者の方から、それに対する保証料を払うということである。
- ・ これまでは代位弁済があった場合には、保証協会が100%リスクを負うという形になっていたが、民間金融機関が余りにもリスクを負わないというのも良くないのではないかということで、大変な調整を経て、来年10月から、例外はあるが、原則8割保証、残りの2割は民間金融機関にリスクを負担してもらおうという制度に変えつつあるところである。
- ・ 国の関与はどうかというと、中小企業金融公庫でいわば再保険をしている。各地の信用保証協会が負っているリスクを国の出資を受けた中小企業金融公庫が再保険をするということで、7割から8割のリスクを国が持っている。信用保証協会については、一部、国から補助金が行っているが、基本的には都道府県が財政援助をしている。そして、政府は、中小企業金融公庫に対して、出資、監督を行うということになっている。

- 保証料率については、一般保証の保証料率は0.50%から2.20%で、平均1.35%。実は、今年の3月までは一律1.35%であったのが、借り手の財務区分に応じて差を設けるべきではないかということで、今年4月から9段階に分けて、保証料率に傾斜を付けるということをやっている。信用保証全般について、民間の金融機関にも責任を持たせるということをやっている。保証料率も財務に応じて変えていくという改革に取り組んでいる。
- 限度額については、普通保険では2億円以内、無担保保険であると8千万円以内ということであり、組み合わせると2億8千万円までの保証ができるということである。
- 次頁に行くと、三つの棒グラフがあり、一番高いところが一般保証つまり普通の保証であり、黒い棒グラフが特別保証、白い棒グラフがセーフティーネット保証ということになっている。特別保証とは、中小企業関係では、ある意味良く知られた制度である。これは金融危機の頃、貸し渋りが大変厳しい頃に、大きな政策判断、政治判断の下に、30兆円の特別保証枠を設け、一般的には信用保証協会が2割、3割のリスクを負うのであるが、これを負わなくてもいい、国が全部責任を持つということにして、保証をしてもらったということを示しているのが黒の棒グラフである。

したがって、残高的には平成10、11、12、13年度が多くて、今は減ってきている。その代わりに貸し渋りだけではないが、いろいろセーフティーネットが重要だろうということで、特別保証が下がっていくのとある程度タイミングを合わせて、平成12年度からセーフティーネット保証ということで破綻金融機関の借入先とか、貸し渋りを受けた中小企業、連鎖倒産の影響を受けた中小企業、集中豪雨や台風の影響を受けた中小企業その他諸々のいわゆるセーフティーネットに対応するためのものが白い棒グラフで示しているとおり増えつつある。
- いずれにせよ、トータルで見ると平成17年度末で約29兆円の保証残高がある。これは中小企業の世界でいうと、金額にすると12%弱の浸透度になっている。ただ、企業数にすると、信用保証のお客は金額が少ないところが多いので、件数ベースでは日本の中小企業のうちの4割弱、37%くらいは信用保証制度を利用しており、中小企業政策の中で金融は大きな柱であるところ、その金融の中でも、保証制度は非常に大きな中心の柱になっている。
- 次に、農業分野についてどうなっているかということである。混乱するかも知れないが、保証と保険という言葉を使い分けている。保証とは、各地の信用保証協会が行っている保証のことであり、保険とは国の中小企業金融公庫がどこまで再保険するかというときに保険という言葉を使っている。国がどういう形で再保険をするかというのは、中小企業信用保険法で規定されている。施行令で、どういうところが対象外になっているかという規定があり、金融・保険業以外に、農業、林業、漁業これらは対象外ということになっている。考え方としては、農業分野等々については、農協や農業信用基金とか別の制度があるため、そちらの方にお任せするということで、そのよ

うな規定になっている。他方、農業とは何かということについては、政令上、明確に規定していなくて、運用レベルの話になっている。

- 基本的には、農水省との間の話合いの中で形成されているという歴史的な経緯もあって、食料品の製造業者、つまり、自分の所で農水産品の自家生産をしている場合であっても、工場・作業場を持って製造・加工を行っている場合は、製造業者として扱われる。但し、そこで保証の対象となるのは製造行為、製造分野における資金使途に限られる。上流の生産のところは対象にはなっていない。
- もう一つは、きのこを生産する事業者、もやし栽培業者、かいわれ大根を生産する事業者、真珠養殖業については、農水省との歴史的な調整の結果として、農業として扱わないということになっている。つまり、いずれも製造に当たっては生産設備が必要であるため、製造業として扱って、保証の対象となっている。例えば、かいわれについては、一旦は難しいと言われたのが、0-157のことがあって、むしろやってほしいという要請があったり、ややケースバイケースで歴史的に積み重ねられて、このようになっている。ただ、敢えて言うならば、比較的施設が必要なものについては、農業と読み込まずにやっているということである。
- 続いて、無保険による保証とは何かということについて、保険と保証の違いということであるが、分野的に縛っているのは、保険の世界であり、国、中小企業金融公庫における再保険をどこまでやっているかということであり、保証協会自身は、保証協会法はあるが、農業分野について保証をすることは法律で禁じていない。一部の都道府県において、各保証協会の独自の判断でやっている場合がある。ただ、そこでは国の再保険が付かないので、通常であれば7割とか8割とか保険のバックがあるのがないため、100%当該保証協会なり都道府県の方で責任をもってもらうという形でやっている。事例は、ごく少ないながらある。県なり当該保証協会の判断で、やっている事例があるということである。
- これに対して、農業信用保証保険法における農業分野に対する保証は、私どもよりは農水省の担当であるが、これは非常に広い範囲について、保証ができることになっている。つまり、一次産業だけではなくて、農産物を原料若しくは材料として使用する製造・加工事業者、流通業者について、上流の農産物を作るところだけではなく、これら加工・流通を含めて、一気通貫に保証が出来るということになっていると理解している。
- 中小企業庁でいうところの、信用保証協会の農業関係に対する保証承諾実績等については、平成17年度でいうと、承諾件数が1331件、承諾金額が106億円、これで見ると非常に多いように見えるが、オーダーとしては全体が30兆円なので、割合としては0.1%と、非常に僅かな範囲でしかやっていない。因みに、17年度の数字では代位弁済額は6億で、承諾金額100億の6%、これは中小企業に比べても相当に高い数字となっている。したがって、農水分野についてやっている場合は、一般の中小企業分

野に比べてもリスクが高い分野ということになっている。

#### イ 経営支援課 滝本課長より説明

- ・ 「農業WGヒアリング レジュメ」という資料に沿って説明したい。
- ・ 中小企業の経営支援、あるいは、創意工夫を活かした事業展開をするための経営革新とか創業という観点から、幅広い支援、創業、新商品の開発、販路開拓、相談業務等々の支援を実施している。
- ・ 農業分野における支援について、中小企業庁の方でどう考えるかということ、基本的には、三つである。一つは、農業・食品産業の発展は地域活性化を図る上で重要な位置を占めるのではないかとということ。二番目に、規制緩和等で、企業的な経営感覚を持った法人、法人化の推進ということが行われていて、そういう企業的な経営手法というのが農業の担い手にとって欠けていた部分ではないかということも、重要と考えている、その観点で三番目だが農水省と連携しながら、農工連携とか、中小企業施策の点でも協力・連携しながら支援を行っている。

#### ウ 創業連携推進課 金指課長補佐より説明

- ・ レジュメの中の2(1)「創業支援策」というところで、一つ目は、国民フォーラムの開催とあるのは、創業に対する国民全体の意識喚起を行うというもの。創業支援策ということで、一つ目は、国民全体の意識喚起を行う事業である。二つ目は、大きく言うと、資金面での支援というもので、新創業融資制度という融資、ベンチャーファンドという出資、スタートアップ支援事業という助成金ということで、お金の種類として、それぞれ代表的なものを一つずつ提示している。
- ・ 詳細については、『中小企業施策利用ガイドブック』でポイントを簡単に説明したい。まず、意識喚起ということから、18頁の「創業・ベンチャー国民フォーラム」についてであるが、ここではいくつか事業を行っているが、大きくは、表彰事業とイブニングフォーラムというものを開催し、いろいろなテーマを絞って、実際に創業に成功された方、又は、創業に一度失敗した方で再度創業にチャレンジするという方に来てもらって、小規模な形で、一般参加者と意見交換をしている。
- ・ 一つ目の表彰事業については、真ん中の表にあるとおり、<sup>ジャパン ベンチャー アワード</sup>Japan Venture Awardというものを年一回にやっており、まさに起業家と起業支援家の両方に対し、経済産業大臣表彰、中小企業庁長官表彰を出しているものである。二つ目の<sup>イブニング フォーラム</sup>Evening Forumについては、やはりポイントを絞らないと議論が拡散するため、今年度のテーマとして、6つのテーマを出している。これが意識喚起に関する事業である。
- ・ 資金面での事業については、12頁の新創業融資制度であるが、融資制度の紹介をしている。真ん中の支援内容というところにあるが、貸付機関として国民生活金融公庫が支援を行っている。また、創業する方が対象であるため、資金面での制約が大きい

ということがあり、支援内容の一番下のところの担保・保証条件にあるとおり、無担保・無保証融資を行っているということが一番大きなポイントである。対象となる方として、創業をする方、税務申告を2期以内の方ということで、かなり幅広い範囲で、無担保・無保証で融資を行っているということが新創業融資制度の紹介である。

- ・ 13 頁のベンチャーファンドであるが、中小企業であるがかなり成長性の高い分野で創業にチャレンジする者もあるため、その場合は、間接投資よりも、株式として直接投資を行う方が資金調達としてもベターであるということが想定されるので、そういった者に対応してファンド事業を行っている。これは、中小企業庁が直接やっているわけではなく、支援内容のところの一行目に書いてあるとおり、民間ベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドに対して、中小企業基盤整備機構、これは独立行政法人であるが、この独法が資金面で支援を行うというのが基本的な構成になっている。民間の呼び水効果として機構が機能しているということである。
- ・ 三つ目の 11 頁のスタートアップ支援事業というのは、助成金の事業である。制度としては、大きく二つあり、研究開発に助成金を交付する事業と、研究開発が終わった後で、売込みをかける、販路開拓をするという段階に分けて助成金を交付している。本事業の特徴としては、助成金を交付するというだけでなく、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング、これは例えば、大企業OBで、ある分野に知見を持っている人を中小機構は抱えているため、助成金を交付することと併せて、技術的なことについて目利き能力のある方を派遣してコンサルティングを行うこととしている。

#### エ 経営支援課 滝本課長より説明

- ・ 創業以外の策について説明する。農業WGヒアリング レジユメの2(2)新連携制度による支援というところ、また、中小起業施策利用ガイドブックの31頁、32頁のところであるが、これは異分野の中小企業が連携して、技術・ノウハウ等足りない部分を持ち寄って、緊密なすり合わせをして連携体を作り、契約をきちんと結び、新しい製品・サービスの創出を行うことへの支援を行うものである。事業計画を作成して、経済産業局が認定を行うというものである。それに対する支援措置として、補助金交付、低利融資、設備投資減税等が行われている。これをバックアップするために、事業計画を策定する段階、実施する段階で、それぞれにフォローアップの支援を全国9箇所にある新連携支援地域戦略会議事務局が行うこととしていて、そこにはアドバイザーが6,7名常駐し、また、いろいろな分野のアドバイザーを外部専門家として登録して、適宜派遣できるようになっている。
- ・ 例えば、新連携認定された事業計画の例として、まるよん製茶の例を記載している。これは、農林分野である、お茶の製造・開発・販売について、まるよん製茶がコア企業となって、機械設備のメーカー、茶成分の分析をする会社、商品化する会社が連携

をして行ったものである。

- 平成 17 年度から始めて、これまで 250 件のうち 19 件が農水省と共管で認定を行ったものである。この中には、システム開発とか食品分野の加工装置の開発や、中には、農産物そのものの栽培生産を含んでいる。食品加工の分野が全体的に多い。19 件は全体の 7.5%ということになる。
- もう一つは、中小企業施策そのものというより、広く支援を行っているものとして、農工連携ということで、各局ベースで進めているものがある。特に、九州局で熱心に行われている。2004 年から始めているもので、農工異分野の交流会であるとか、シンポジウムであるとか、いろいろな技術課題を解決しようというためのセミナーであるとか、中小企業大学校の人吉校で農工商連携人材の研修ということで、農工商連携で創出するビジネスの考え方や進め方ということを題にしたカリキュラムで研修を行っている。東洋経済ビジネスの記事をご参考にしていただきたい。また、九州新経済成長戦略という今年 6 月に出したもののなかにも、農業分野における農工連携等の提言がなされている。
- また、全国 9 箇所設置されている中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、専門家による経営相談情報提供、セミナー、専門家の派遣、ベンチャープラザ等の開催、出資・助成を行っており、都道府県等中小企業支援センターや、主だった都道府県に設置してある地域中小企業支援センターと連携して、中小企業に対して相談業務を行っている。そこでは、販路開拓コーディネーター事業といったことも進めている。経営支援に対する創業、経営革新に対してベースとなる相談アドバイザー体制になっている。
- 今年から来年度の創設に向けて検討しているのが、地域資源活用企業化プログラムである。これは各地域の強みである地域資源を活用した新商品・新サービスの開発市場化を支援していこうと、5 年間で 1000 の新事業創出を目指すものである。これについて三つの類型ということで記載しているが、農林水産品の地域資源を活用した事業も一つの柱にしていこうということがある。ここで挙げている例は、鮭の皮からコラーゲンを抽出・精製して産官学連携で研究・実用化している。化粧品、食品、試薬品といった多方面の加工・販売が行われており、5 社程度の企業が加工・販売するくらいに至っているものであるが、こういったものを支援していきたいと思っている。これについては関係 6 省体制、つまり、農水省、総務省、文科省、厚労省、国交省、経産省の 6 省体制で連携の取組みを進めているところである。
- 九州の新経済成長戦略の中で、地域における農業、食品加工について若干の記述がある。規制緩和等によって、企業的な経営を担うような農業法人が現われつつあり、特に、農業生産法人、その中で、有限会社や株式会社等の参入が認められており、遊休農地を活用して農業参入を図る試みがあるということであり、地域の農業、地域経済への貢献が期待されている。こういった面での農工連携を通じて、中小企業施策も

活用が図られるのではないかとということで、九州以外の他の局でもこういった試みがどんどん広がっているということである。

今後の方向性についてであるが、規模の拡大による効率的な生産が重要ではないかとということで、農地を集約化して、生産のみならず、加工、流通、販売、そしてリサイクルの分野も含めて取組をしていく。そうした農業者が育っていくことが重要ではないか。それから経営不振の農業者や農業生産法人の耕作地を、別の担い手に円滑に権利移動できる、そういった形での農業集約化が大事ではないかということが触れられている。

また、農工連携についても、品質管理、新商品開発、高付加価値化、省力化といった課題を工サイドの技術ノウハウのマッチングで解決していく、農と工の連携のマッチング機会の創出、プロジェクトの創出、販路開拓支援、人材育成支援等の連携と、中小企業施策を始めとした当方の施策の活用が重要ではないかということである。

今、農水省が力を入れている海外への展開ということであるが、特に、アジア市場を視野に入れた海外展開ということ、安全・安心・高品質によるブランドの確立、差別化・競争力強化、販路開拓といった分野での施策の提供ということもあろうかということである。

- ・ 基本的には、業種特性に十分習熟した技術的・専門的知見を有する農水省を中心として支援を行うということであり、我々としても中小企業施策の活用を図っていただきたいと考えている。それから、新連携についての支援対象の考え方であるが、原則業種横断的に中小企業の支援を中小企業庁として行い得ることであるが、支援対象としては個別法ごとに中小企業の定義を行っている。因みに、新連携については、農業、食品産業分野についても、農水省と共同で認定するということであるが、農事組合法人は、中小企業の対象には入っていないが、農業生産法人となっている有限会社等の会社形態については、支援対象に含まれている。

## (2) 質疑

本間専門委員) 今後、ますます農業は他の産業と分けることが難しくなっていくものと思う。そういう中で説明のあったようなこれまで伝統的に分けられているような区分だけで分けていていいのか。そういう議論はされていないのか。

寺澤金融課長) この件についてヒアリングの話があったのと同じようなタイミングで複数のところから、今の指摘のようなことは指摘された。

最近、農業は担い手が高齢化し、人手不足、一方建設業は人手が多い。考えてみれば、農業機械の操作と建設機械の操作は似ている。そうであるならば、建設業者が農業に入ってきてはどうかという話を聞いた。それは建設業をしている人たちが、稲作やりんごについて生育状況をチェックするというのはなかなか難しい。実際にりんご作り、コメ作りをするというのもあり得るが、現実的な話として聞いたのは、農作業の一部、耕して除草するといった、農業の一環ではあるが、農業それ自身ではない、

コアではない部分について、建設業者なりがコントラクターとして参入を考えている。それに対して、なかなか従来の農業支援、振興策では対象にならないので、支援して欲しいという話がいわゆる有識者から寄せられた。

そういうこともあったので、まだ最近聞いたばかりで十分議論したわけではないが、勉強しなければならないと思っている。

最近農業の担い手が減っている。それに対して、従来の農業振興策との間でギャップが生じているのではないかと、ということはようやく自分達としてそういう認識に至るようになった。

これからどうするのかについて言うと、自分達の信用保証制度が農業本体について対象とする体力と能力があるのかということを見ると、まず体力については、金融危機・貸し渋りの頃にネガチェックでどんどん保証した特別保証があり、この影響がいまだに残っている。昨年度も信用保証制度に補正予算を含め 902 億円の公的資金を投入している。そういう意味で体力的に新たな分野に積極的に取り組むだけの体力が豊富にあるわけではない。

次にやる能力については、製造業、サービス業といったことについては長年のノウハウがある。財務状況に応じて9段階の保証料率の差を設けるという説明をしたが、それも 200 万件のデータベースを作ったから、それをもとに財務状況に応じて保証料率の段階を作るというようなことも可能になった。そういうものが、農業についてあるかということとそのようなものは持っていない。天候によって左右されるような商売というのは直接的には自分達のところで扱っているわけではない。能力的には限界がある。

そういった中で、自分達としてやれるものはないかは、真剣に勉強しなければならないと思っている。農業を全般的に対象とするのは、体力的、能力的に近未来において現実的ではないのだろうと思っている。そうすると、これまで取り組んできたことと比較的親和性がある、近い分野で取り組めないかと考える。そういう意味では、先程言った施設型、かいわれとかもやしとかきのこといったもので、施設を使う資本集約的なものについては、しかも天候にあまり左右されないものであれば、比較的近いのではないかと。これまで拡大してきたことを考えると、農水省との調整はあるが、そういうものがあれば広げていくというのが1つのアプローチだろうと思う。

2つめのアプローチは、これまで農水産品があってそれを加工し、流通するという一貫した体制でしている場合に、こちらの支援はあくまで農業の部分を終わってそれ以降の加工流通に限定していたことから、その部分について、現場では一貫通貫でしていて、どこからどこまでということのをわける難しさと、それによって融資と保証を分けなければならないという不便さがあるので、ここが、さらに勉強しなければならないし、さらに農水省との関係もあるが、あり得ることではある。

3つめが建設業の参入みたいに、農業といっても農業そのものをしていないわけでは



ないような形の参入。あくまで耕耘とか除草とか、機械を投入して行うようなもの。比較的今までの中小企業施策の分野と近いかないという気はしている。りんごとか稲の生育について見なければならぬわけではないし。

この3つともわれわれの問題意識もごく最近になってから持ったものなので、まだまだ信用保証協会とも本格的に話をしているわけではない。また農水省とも話し合っていない。どういう参入者があるのか、この農業WGに比べればほとんど勉強していないので、今後の検討課題として、この3つについて今後勉強していきたいと思っている。

本間専門委員) 株式会社については、特区がはずれて、リースであれば農地を借りることができるようになってきている。職業替えまで行かなくても、自分達のノウハウも含めて本格的に農業に参入していこうという非農業部門の会社は結構出てくるのではないかと。建設業のところでもハウス栽培とか始めているところがある。そこは拡大して解釈してもらえればと思う。

また、農業からサービス産業に参入する、具体的にはグリーンツーリズム、観光農園をしようという場合に、民宿をホテル並みにしたいとか、テニスコートを作りたいので、そのための資金が必要だとか、いろんな農家の側から農業以外の施設を作るのに需要が出てくるということも考えられるので、そのあたりは今後オーバーラッピングしてくる状況が生まれてくるのではないかと。そのあたりも含めて支援が可能か。

滝本経営支援課長) 異業種合体的なものが出てくるのではないかと、サービス産業への進出とか言う話があったが、まさにその受け皿として、新連携という仕組みがある。農業者と企業とで、農業者の問題解決を図っていこうとか、先程申し上げた地域資源活用のプログラムは、観光農園的なものについても、ある程度新規性が高いということであれば、支援対象となる。

地域においては、食品産業がかなり中心的な活動をしている。建設業など公共投資が減る中で元気がなくなっていく一方で、農業、食品産業は重要な位置を占めていると思う。一方で食品製造業は会社形態のものであれば、十分中小企業の施策の対象になるのだが、あまり知られていない、周知されていないということがある。

それについては、農水省も食品産業クラスター事業というものを実施しているが、われわれの産業クラスターと一緒にあって、異業種マッチングをしている、地域資源についても、そういった分野を特に重点的に取り組んでいこうと考えている。

昆専門委員) 農業分野の保証については、体力と能力がいたらどんどん取り組んでいこうという考えなのか。それとも農林省のことを気にしながらなのか。

寺澤金融課長) 予算も法制度もあるのだから、分野、分野に応じて主たる責任を持つところがあるというのが一般的な話だろうと思う。国の制度とか政策として、完全に農水省がやっていることについてオーバーラップすることについては、これまでいろいろな考え方を整理してきた中で、難しいのかなという気はしている。いろんな融合が

出てきているところで対応はしていくべきだと思うし、グリーンツーリズムについても、先程言い忘れたが、勉強していかなければならない分野だろう。今でも旅館は対象となっているが、そこを広げるということはあるだろう。

完全に農業全般を対象にするということでは、体力能力の限界に加えて、国の制度政策の在り方として農水省がどうこう以前の問題としてどうなのかなと思う。それぞれの分野に応じて予算をつけてやっていることなので。

そういう意味では先程の建設業が土地のリースで参入して農業をするということについても、主体は新しいが、やっていることはいわゆる農業。それでいちごを作ったりということ、能力ということ言えば、ノウハウを蓄積していない。

先程お話しした一貫型とか、施設型とか、観光であるとか、コントラクターとか、そういうところの方が、それでもまだ研究しなければならないが、現実的なのかなと思う。

昆専門委員) 農業、観光業、商業という区分やあるいは農林省と経済産業省という区分について考えても、農業、農村というものが40年前以上前のお百姓、農民というイメージから、販売行為まであるいは加工まで取り組んでいる例が出てきている。政策の仕分け自身が、農業のとらえ方自身がかつてのものにこだわりすぎている。追加的にグリーンツーリズムを加えるとか、新規参入する人というような話以前にもともと農家であった人たちが農業法人になってきている、市場の変化、社会状況の変化があって、発展しているとしたら、彼の経営そのものがもう少し幅広い視点で、従来の農水省の見る視点を超えたところで見てもいいのではないかな。未来から逆算して考えると、現在の区分けよりももう少し踏み込んだところもあっていいのではないかな。

黒川委員) 農村地域の金融というと、農協系が独占的な動きをする。しかも民間の金融機関が入ってきづらい状況となっているので、その問題についてどうしたらよいかは私たちの問題意識で一番大きなところ。特区の議論で、農村地域に他の業種が入って、というのは、農業は東北地方で言うと、季節労働的、4月中頃から11月までのもので、これと工務店のようなものが両方一体となっていることで、その期間は農業も付随的にするというので、農村地域工業導入法に基づく工業団地が全国に1800も造られていて、そこで46万人もの人が働くようになっていて、その人たちは農村から働きに行っている。なぜそういうことが可能になったかということ、上手に季節にかたよりなく、万遍なく働くことができるようにしたもので、長い歴史がある。それと同じで建設業についても、夏の間は建設という分野と農業という分野で上手に労働力を回して、労働資源を有効活用するようなシステムを誰もが考えようとしていて、いろんな工夫がされていて新しいものができてこようとしている。それは少しずつ進んできているということで心強く思ったが、連携、補完であって、農村地域では浸食はしませんということで本当に良いのか。そうではないのではないかな、それぞれのところで競争的に参入して来ないと、JAなどが農村地域で独占的な状況にあって、それで深刻な問題が

起こっていて、民間の金融機関に入ってくれということもお願いしている。それ以上に中小企業分野ということで、農業は基本的に中小企業なので、入って行かれないのだろうかということ。農業だけ専業でやるという人もいるし、農業分野にそれ以外の分野から参入していくということも起こるのも当然で、労働の構成、産業の構成が変わっていくと、変わっていったり前、工業分野がどっと減ってきて、新しくサービス分野が広がっていかねばならないというのが、これまでの信用秩序の流れだったと思う。そのような流れの一環で、農業のところへ入っていくということがあり得るのではないかとということがヒアリングで最も聞きたかったこと。

寺澤金融課長) 農協の独占というようなことは、資料を拝見させて頂ければそのような問題意識はわかるが、中小企業庁の立場からすると、農協が独占か独占でないかということは直接自分達の関心事ではない。ユーザーである中小企業の人たちが、どのように考えているかということが問題。これまで縦割りだったことも背景にはあるのかもしれないが、実はあまり具体的にこうしてくださいという要望が直接来ているわけではなく、いわゆる有識者から、こういうことができたらいいいというようなことをお聞きするのが現状。われわれも実態を見ながら、ユーザーである中小企業の方から是非こういうことをやってくれという要望が上がってくれば、我々としても動きやすいが、今のところそれほどでもない。生産だけでなく、加工販売一貫型というのは広がって来ているが、対象が加工販売のところに限られているから、課題だと思う。また、マーケティングについては、重要であるので分野を問わず支援している。

黒川委員) 農協というのは、政府の中にあるわけではなく、組合法の世界。政府の中にあるもので考えるということで競争関係をどうやって作っていけるということが一番の認識。

あちらは組合法の世界で組合の中で対応していると言いながら、中では困っている人が一杯いるのに、救済する手段が見つからない。どうやったら政府で新しい分野について救済できるか。

昆専門委員) 実際、民間の金融機関について、農林漁業金融公庫が提携したりして、参入はあるが、農業の中で意欲を持って事業拡大して行っている人は、農協からスピンアウトしてしまう人が多い。農業についてあまり保証実績がないというのは、あまり積極的に提案をされていないということではないかと思うが、そういう保証を受けたいが情報が流れていない、あるいは、そういう人が金融機関に行って保証を使おうとしても、農業の信用保証協会については、使えないと言われてしまう、保証を使えば良いという話は意欲のある農家からは割と聞かれる話。むしろ、より積極的に働きかけ、宣伝広告をしてもらえればと思うが。

寺澤金融課長) 保証協会だけで保証すると100%自分達が責任を負うことになる。都道府県がカバーする気があればいいが、そうでない場合には保険制度としてどこまで広げるか、バックアップするかということになる。そうすると、縦割りということだけ

ではなく、繰り返しで申し訳ないが、これまで農業分野で保証した件については、代位弁済率が6%と他の中小企業よりも高い。財務が健全な状況で、いくらでも新しい分野を受けられる状況ではない。現状においては、バブルの崩壊、貸し渋りの遺産が残っている中で対応しているというのが体力的な状況。能力的には、非常に期待をかけていただいてありがたいことではあるが、現実的にやれることを考えると、今言っていることでも農水省の意見は当然あると思う。議論していないので、農水省からすれば、自らやれるというかもしれないし。

昆専門委員) 農業信用保証保険法において、建前上は誰でも入れることになっているが、実質的には入れない。県の協会に聞いたら誰でも入れると言うが、どこに聞いても実質的には入れないという話がある。

寺澤金融課長) そこは、専門分野でないので、ホームページなどを見ている限りはカバーできるように見える。おっしゃるような実態は漏れ伝わっては来るが、制度はオープンで実態はクローズだとすると、なかなか難しい。

私どもでやりうることについては検討していきたいと思うが、こういう時間軸でやれることを考えると現実的には限界がある。やろうとされていることでもこれまで歴史的な経緯があることを考えれば、実現すれば飛躍的な進歩になると思う。私どももっと勉強していかなければならないと思う。やれますと言ってやれない可能性もある。ここ数週間数ヶ月そのような話も聞こえてくるから真面目に勉強していきたいと思う。

昆専門委員) 特に耕作ということに限らず、周辺分野を含めて農業の周りにはビジネスチャンスが拡大していっている分野である。そこで様々な支援があれば。民間企業はもっと農業農村のことを知らない。もともと農業農村の事業者で健全な人たちが非常に可能性を感じている中で、そういう変化について農協、農業関係者は非常に疎い。極端に言えば、そのような変化を望んでいないということがある。そういうときに中小企業対策があれば、非常に政策としても望ましい。是非検討いただきたい。

寺澤金融課長) 期待はありがたく受け止めるが、一方でいろんなことを考え、農水省のこともあるので、議論して行かなければならない。

昆専門委員) 気持ちとしては進んでいこうと思っているのか、遠慮し続けるということではなく。

寺澤金融課長) もちろん農水省があるからということもあるが、農水省があろうがなかろうが、体力能力の問題はある。われわれも中小企業全体に責任を負っているので、できもしないことをどんどんやっていって、ただでさえ財務が悪いものをさらに財務を悪化させることにはならない。その中で、一方でいろんな変化があるので、これについては、検討していきたい。ただ、農業全般について近い将来に対応することになるということはなかなか想定しづらい。

昆専門委員) 周辺部分のことについては、新連携支援という制度を積極的に活用してもら

いたいということか。

滝本経営支援課長) そう。それと地域資源のプログラム。連携しながら大々的にやっ  
ていこうと思う。

試行的な取組ということ。本格的に農業そのものについて支援をしていくとい  
うことではなく、その周辺分野である種企業的な取組についての支援をしていく。

本間専門委員) 加工が入っていれば使えるよ、程度は問わない、というようなこと  
にまずなって、もっと使える人が増えてくれればと思う。

滝本経営支援課長) 北海道でもふよう建設という会社がアウトソーシングで、JA から一括  
請負契約で1億3,000万円を請け負っている。

昆専門委員) 農業信用保証協会は金融機関が積み立てをする。それに民間の金融機関が参  
加しようとするとはじかれてしまう。

寺澤金融課長) 金融機関はそもそも民間がはじかれているということか。

昆専門委員) 建前上は入れるという風に書いてはあるが、現実的に聞いてみるとそうでは  
ない。歓迎しますよと言っているところすらあるが、現実にははじかれる。同時に農  
協以外の金融機関はあまり情報を持っていない場合もある。

信用保証協会のデフォルト率が高いのは、いろんなところから融資を受けて非常  
におかしな状態になっているような債務者を保証協会に持ち込んだのではないかと思う。

自分は事業主なので、バブルの時代には、こちらがお金がいらぬぐらいの状況な  
のに、貸しこまれた。その時代にむちゃくちゃお金を借りこんでしまった大規模法人  
がいわば多重債務者が、対象となっているということは容易に想像できる。

このようなリスクの高さがこれから先の農業のリスクの高さを示すものではないと  
思う。

寺澤金融課長) 今おっしゃるように、新しいビジネス中心にやっている新規参入者はおそ  
らくデフォルト率が低いのだろうと思う。ただ、制度を運営する立場からすると、保  
険制度を広げるとなると、門戸を広げて、やってきた人に、おたくは新規参入でビ  
ジネスモデルが立派だから対象とするが、あんたたちは旧来型だから排除するとい  
うのはなかなかしづらい。そうすると、門戸を広げる場合にはおっしゃった人だけ  
ではなく、それ以外の人もあるということについて、我々自身が選別できて、抱  
えるだけの体力の能力があるのかということを見ざるをえない。今日の議論はそれ  
なりに理解しているつもりだが、別の制度を別の目的で運営している中で、新し  
い動きにどこまで対応できるかということなので、両者の接点はこれから見  
いだしていければと思う。

以上